

令和3年度介護保険サービス事業者集団指導 別冊資料 説明

【1 ページ 柏原市からの情報提供について】

- ◆介護保険サービスに関係する情報を提供している柏原市のホームページアドレスを掲載しています。新型コロナウイルスに関する通知等を掲載している記事は随時更新していますので、ご確認をお願いします。

【2 ページから 9 ページまで 地域密着型サービス・居宅介護支援に関する事項】

- ◆地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所に係る「条例等に定められた基準」及び「指導した際によくあるケースと改善ポイント」について掲載していますのでご確認ください。

【10 ページ 変更届提出書類一覧】

通所介護にかかる変更届提出書類一覧を掲載しています。

資格証等の原本証明を不要とするなど、随時内容を更新していますので、届出の際はホームページに掲載している最新のものをご確認ください。

◆事業所の指定内容のうち、表の左側の列の、変更する事項の項目にある内容に変更があった場合、変更のあった日から10日以内に届け出が必要となります。変更届出書に必要な書類を添付して届け出てください。

◆表の真ん中にあります提出書類欄や、右端にあります留意点欄に記載のとおり、事業所の移転や加算の届出など、一部の項目については、事前に届出していただくものがありますので、指定内容に変更があった場合は、各サービスの一覧表で該当する項目をご確認ください。

◆介護給付費算定に係る体制等に関する届出（加算の届出）については、新たに加算を算定する場合や算定単位数が増える変更の場合は、原則、毎月15日までの届出であればその翌月の1日から、16日以降の届出の場合は翌々月の1日からの算定となります。（サービス種別や加算によっては、届出期限が異なる場合がありますので、届出にあたっては必ず届出期限を確認するようにしてください。）

- ◆サービス提供体制強化加算や認知症加算などの、算定要件に前年度等の実績が関わるものにつきましては、随時、加算要件を満たしているか必ずご確認ください、変更の必要があれば届出をお願いいたします。

- ◆介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合は、算定する月の前々月の末日までに届出が必要です。

- ◆届出方法については、変更する内容によって、表の届出方法の欄に記載のとおり、「来庁」していただく場合と「郵送」の場合の、2通りの方法を記載しています。

- ◆「来庁」となっている場合は、担当職員が直接内容を確認する必要がある項目となっていますので、事前に電話で日時を予約のうえ、来庁していただきますようご協力お願いいたします。もし、来庁が困難な場合はご相談ください。

- ◆「郵送」の場合については、郵送で届出可能というものです。来

庁にて提出していただくことも可能ですが、この場合も必ず事前に予約のうえ、来庁していただきますようお願いいたします。

◆なお、届出内容によってはメールによる届出が可能な場合があります。メールをご希望の場合はご相談ください。

◆ページの右側の表の一番下、枠外の※について、※2 変更届連絡票については、「変更届の受付を証する書類が必要な場合は添付してください。」としています。事業所で変更届の受付を証する書類が必要な場合のみ、変更届連絡票を添付してください。なお、定型封筒の添付については、変更届連絡票を添付いただいた事業所で、受付票を窓口に取りに来ていただける場合は、添付不要としています。

【12 ページ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と訪問看護事業所の連携について】

◆指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が訪問看護サービスを訪問看護事業所との連携により提供する場合の基準等を掲載し

ておりますので、ご確認ください。

【14 ページ 令和 3 年度介護報酬改定に伴う居宅介護支援の指定基準の見直しについて】

◆令和 3 年度報酬改定により指定基準が見直され、居宅介護支援の利用開始時に利用者に説明する内容が追加されています。この基準を満たさない場合は運営基準減算が適用されるものですのでご注意ください。

【16 ページ 介護保険指定居宅サービス事業者等の指定・更新に係る手数料について】

◆柏原市では平成 30 年 4 月 1 日以降、介護保険法に規定する指定居宅サービス等を実施する本市の区域内の事業者の指定および更新の申請の審査に対して、手数料を徴収しています。指定申請や更新申請のお手続きの際にはホームページをご確認ください。